

宮崎県生活困窮者等就労準備支援事業業務委託 審査基準書

審査項目		審査内容	配点	総合
1	業務実施方針	○事業目的を十分に理解した提案となっているか。 (生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえている等)	5	10
		○当該地域の状況等を的確に把握しているか。	5	
2	事業の企画・運営	○対象地域（三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）へ支援が行き届く提案となっているか。	10	35
		○支援対象者の支援段階（日常生活自立、社会生活自立、就労自立）に応じた就労準備支援プログラムの提供ができるか。	15	
		○過去に困窮者支援又は就労支援に類する事業の実績があるか。	5	
		○その他、独自の企画が立案、運営できるか。	5	
3	業務遂行能力	○提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。 (体制図、人員配置計画等)	10	30
		○就労準備支援員の有する知識や能力は十分であるか。	10	
		○事業実施にあたり、関係機関等と十分な連携や協議が図られるか。 (事業実施説明、周知方法等)	10	
4	スケジュール	○事業実施までのスケジュールは、的確かつ適正に設定されているか。 (事業内容、関係機関との調整、周知等)	5	10
		○事業実施時のスケジュールは、適正に設定されているか。 (実施時間、頻度等)	5	
5	事務処理方針	○個人情報の取扱いに対し、規程等を定め適正に管理できているか。	5	5
6	事業経費	○提案内容との整合性は図られているか。	2	10
		○必要な経費が適切に積算、計上されているか。	3	
		○提案価格に優位性はあるか（1－提案金額／契約上限額）×配点。 ※小数点以下切捨て	5	
計			100	100